

## 【R8年度】

# 障害者の雇用促進・職場定着に取り組む事業主の皆様、県の助成金をご活用ください！

県では、「障害者雇用促進プロジェクト助成金」により、障害者の雇用と職場定着につながる取組を行う事業主を支援しており、助成対象者を募集しています。

### ① 障害者雇用率アップ等支援助成金

中小企業等において、**雇用の準備**(障害者の特性や能力に応じた作業環境の整備や業務の創造)に要する経費を支援します。

- 対象者: 障害者を新たに1人以上雇用(※)する県内中小企業等の事業主  
(※)新規雇用により、雇用障害者数が前年より増加する場合に助成します
- 対象経費: ・雇用の準備に係る作業環境整備の経費(物品購入費や施設改修費等)  
・研修等の経費
- 助成金額: 上限40万円 (助成率:10/10)

### ◎ このような課題の解決に活用できます！

#### ◇ 作業環境を整備したい

- 例: 安全に作業を行うため、草刈り作業に使用する自走式草刈り機を購入する
- 例: 口頭での指示理解が難しい障害者に対し、わかりやすく指示伝達できるよう、タブレット端末を購入する



#### ◇ 新たな業務を創造し、必要な器具を導入したい

- 例: 外部委託していた社内清掃業務を、新たに障害者の業務として切り出し、ストレスの少ないコードレス掃除機を導入する
- 例: 従業員が行っていた経理業務を、障害者が在宅環境で行う業務として切り出し、ノートパソコン等を購入する



#### ◇ 社員の理解を深めたい

- 例: 社内向けの研修会を開催し、講師に謝礼を支払う
- 例: 指導担当社員が、障害者雇用の知識習得のため、セミナーを受講する

※ 上記のほか、助成金をご活用いただくには、一定の要件があります。詳しくは以下へお問い合わせください。

新潟県産業労働部 雇用能力開発課 雇用対策係

(電話)025-280-5270

(メール)ngt050060@pref.niigata.lg.jp

## ② ジョブコーチ養成等支援助成金

障害者の職場定着のため、**ジョブコーチ(職場適応援助者)の養成**に取り組む事業主を支援します。

- 対象者: 従業者に次の研修を受講させる県内中小企業等の事業主
  - ・「訪問型職場適応援助者養成研修」又は「企業在籍型職場適応援助者養成研修」
- 対象経費: 養成研修受講料及び旅費
- 助成金額: 上限10万円(助成率:10/10 ※受講料は1/2)

### ◎ このような課題の解決に活用できます!

#### ◇ 従業員に社内の障害者を援助してもらいたい

例: ジョブコーチ養成研修(企業在籍型)を受講してもらい、障害者が職場適応できるよう、支援を行う。



## ①及び②の手続きの流れ

本助成金は、**物品購入やジョブコーチ養成研修等の実施前に交付申請が必要**です。ご利用をお考えの場合は、担当まで電話又は電子メールにてご連絡ください。

申請者

新潟県に交付申請(第1号様式の提出)を行う  
※ 提出書類の一覧は県HPに掲載しています

新潟県

助成金の交付を決定する

申請者

物品の購入やジョブコーチ養成研修の受講

申請者

新潟県に実績報告(第4号様式の提出)を行う

新潟県

補助金の額を確定し、申請者へ支払い

申請の場合は申請書を電子メール又は郵送にて提出してください。

詳細は県ホームページをご覧ください。(左のQRコードまたは検索よりご確認ください)

県HPトップページ → サイト内検索 障害者雇用 で検索 →

「障害者雇用への取組に対する助成金を活用する企業を募集しています。」をクリック



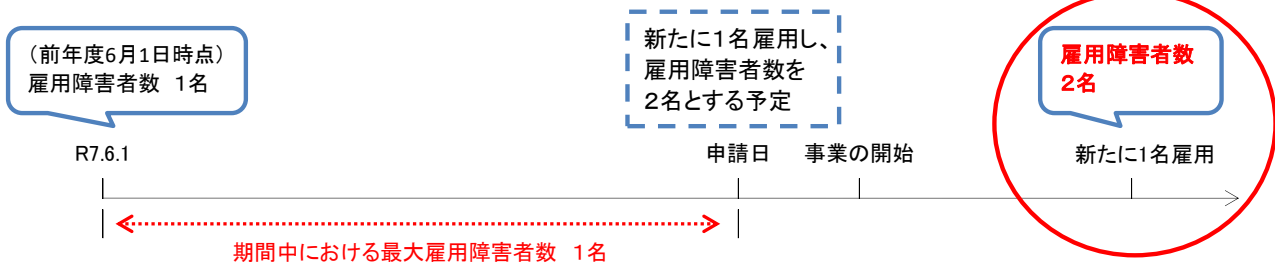
「①障害者雇用率アップ等支援」の、助成対象となるケースについては以下の事例を参考としてください。

なお、前年6月1日から申請日までの期間中に離職者があった場合には、助成対象とならないケースがありますのでご留意願います。

(下記事例2)

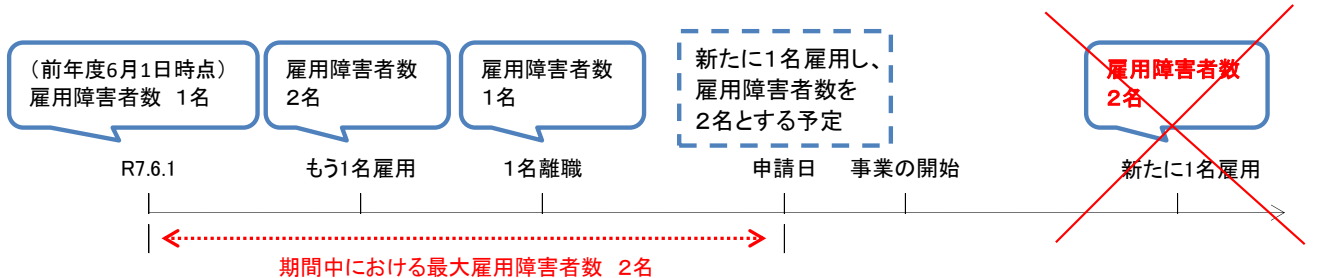
### 【事例1】

新たに雇用することで、期間中における最大雇用障害者数を超えるため、**助成対象となります。**



### 【事例2】

新たに雇用しても、期間中における最大雇用障害者数を超えないため、**助成対象となりません。**



新たに雇用した後であっても、助成対象となるケースがあります。

### 【事例3】

新たに雇用した後であっても、申請日時点でその新規雇用を維持できている場合、**助成対象となります(期限:新規雇用から6か月まで)**

